

## 「私立・国立同等原則」の確立をはかり、私大助成の大幅な増額と 私立大学生の学費負担軽減を求める決議

私立大学生・父母の教育費負担の重さは、長期不況のもとで、ますます深刻化しています。

東京私大教連が実施した 2009 年度の「私立大学新入生の家計負担調査」結果では、2000 年度以降減少の一途を辿ってきた自宅外通学者の「仕送り額」が最低額を更新し、家賃を差し引いた生活費は 1 日あたりわずか 1123 円にまで減少しました。保護者世帯の年収は前年より 24 万円以上も減少し、自宅外通学者の入学費用が年収に占める割合は 34%で過去最高となりました。5 人に 1 人が入学費用を「借入れ」で調達し、平均額は 158 万円にのぼっています。じつに 92%の家庭が、入学費用の負担を「重い」と回答しています。

重い教育費負担が家計を圧迫しており、もはやその負担が限界に達していることは明らかです。日本の高等教育費の私費負担割合が国際的に見ても突出して高いのは、学生の 4 分の 3 を占める私立大学生とその保護者が過度の負担を強いられていることによるものなのです。

すべての大学は、私立・国立・公立という設置形態、地方・都市という地域や規模の違いにかかわらず、等しく教育基本法、学校教育法に基づく公教育機関です。

それにもかかわらず、一校あたりの補助額は、私立大学が 3.3 億円であるのに対し、国立大学は 133 億円で、40 倍以上の格差があります。学生 1 人当たりの公財政支出額では、私立大学が 14.4 万円であるのに対して、国立大学は 188.1 万円で、約 13 分の 1 にすぎません。国立大学は OECD 諸国の平均をはるかに上まわり、北欧諸国も抜いて最高位に位置づけられる一方、私立大学は最下位です。授業料減免事業への支援、無利子奨学金の受給者数などにおいても、私立大学と国立大学には著しい格差があります。同じ日本の大学に通いながら、私立大学の学生は国立大学生に比べて、何の合理的根拠もなく、ひどい差別的待遇を受けています。私立大学、私立大学生のおかれている困難な状況は、こうした不当な格差によってひき起こされているのです。

私立大学・短大は、学校数で 82.5%、学生数で 74.4%を占め、日本の高等教育の主要な設置形態です。すなわち、私立大学はわが国の学術研究の中心的な高等教育機関であり、国民の高等教育を受ける機会を確保しているのは私立大学にほかなりません。日本の学術・研究の発展、国民の高等教育を受ける権利の保障のためには、「私立・国立同等原則」を確立し、私立大学を国立大学と同等に位置づけ、国立大学と同等の財政支援を行うことが必要です。

大学の条件整備、均等な教育機会の保障は政府の責任です。その責任は、すべての大学で国民の負託に応えた教育・研究を行い、すべての学生が一定水準の教育を受けられるよう基礎的条件を確保する方向で、果たされなければなりません。

私たちは、すべての大学の発展、すべての学生の権利の保障のために、「私立・国立同等原則」を確立し、私大経常費補助の大幅増額、私立大学生の学費負担軽減を行うよう求めます。

以上、決議します。

2010 年 11 月 13 日 東京私大教連第 34 回定期大会